

憲法記念日を迎えるにあたっての会長談話

明日は、日本国憲法が施行されて70回目の憲法記念日です。

日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」（前文）、立憲主義に則り、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義を基本原理として制定されました。そして、この70年間、日本国憲法は、国民生活が平和で豊かであるべく大きな役割をはたしてきました。

しかし、近年、政府が解釈により憲法の規定を事実上変更するなど日本国憲法の基本原理である立憲主義が脅かされ、平和で豊かであるべき国民生活が大きく崩れようとしています。昨年3月29日に施行された、いわゆる安全保障法制は、歴代内閣がこぞって否定してきた集団的自衛権を、憲法改正手続きを経ることなく、認めたもので、憲法9条に違反し、立憲主義に違反します。

当会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする弁護士会として、今後とも立憲主義および日本国憲法の基本原理である国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義を守るために全力を尽くしていきます。

2017（平成29）年5月2日

佐賀県弁護士会

会長 稲津 高大